

# 市税の「スマホ決済」始めました!!

「お仕事などで納税の時間がない…」  
「金融機関やコンビニエンスストアが遠い…」



いつでもどこでも市税の納付ができるスマホ決済をぜひご利用ください。  
スマホ決済は、非対面での納付ができますので、新型コロナウイルスの感染予防の上でも大変有効です。  
なお、納め忘れがない大変便利な口座振替もあわせてご検討ください。

## どんな税金が対象？

- ・市県民税(普通徴収)
- ・固定資産税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税(普通徴収)

## 対応するスマホ決済アプリは？

- ・Pay B
- ・LINE Pay
- ・楽天銀行
- ・Pay Pay
- ・Family Pay

いつから使えるの？  
令和3年4月1日から納付できます。

## 利用方法は？

- ① スマホ決済アプリを利用登録する。
- ② 納付書に印字されたバーコードをスマホ決済アプリのカメラ機能で読み取る。
- ③ 決済して納付完了。

## 市税以外の支払いには利用できるの？

保育料や市営駐車場使用料などの料金等についても、令和4年度から利用を開始できるように準備を進めています。



## ご注意ください！

- ・スマホ決済では領収書が発行されません。軽自動車の継続検査等で領収書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア等での窓口納付または口座振替をご利用ください。
- ・アプリのダウンロードや利用に係る通信料は利用者負担となります。また、アプリの操作方法は、各社ホームページでご確認ください。



## ◎問い合わせ：

税務課収納係

☎(55)5087

Fax(22)0790

## 市役所本庁舎 窓口の場所が変わります

市役所本庁舎1階事務フロアの感染症対策のため、子育て支援課保育所幼稚園係が3階フロアに移動しました。  
業務の内容によってフロアが変わりますので、下図をご確認ください。

3階では、教育委員会と保育所幼稚園係が隣り合っていますので、これまで以上に子どもたちの小学校就学前後の連携強化が図られます。

## ◎問い合わせ：

子育て支援課保育所幼稚園係

☎(55)5112

Fax(22)1547



## 【保健福祉部子育て支援課】

保育所幼稚園係 ☎(55)5112 Fax(22)1547

《主な業務》 認定こども園、保育所・幼稚園に関する入所決定、保育料、施設管理、補助金交付 など → 3階フロアへ移動

子ども家庭係 ☎(55)5094 Fax(22)1547

《主な業務》 学童保育、子育て支援センター、児童手当、児童扶養手当、家庭児童相談、児童虐待、結婚推進 など → 変更なし (1階フロア)

※電話番号、Fax番号は変更ありません。

### 市内の人権擁護委員(敬称略)

一本松地域	渡邊 一郎 (本町)	安達地域	服部 栄一 (油井)
	漆間 唯実 (根崎)		佐藤 芳邦 (渋川)
	丹野 栄 (表)		堀川 英二 (上川崎)
	渡邊 利昭 (十神)		安在 政晴 (下川崎)
岩代地域	渡邊 公子 (八坂町)	東和地域	大原 弘行 (戸沢)
	斎藤 春男 (百目木)		安部 千江子 (木幡)
	武藤 利一 (西新殿)		菅野 修司 (太田)
	菅野 多美子 (小浜)		

### 令和3年度人権相談所開設予定

区分	二本松地域	安達地域	岩代地域	東和地域
4月	1日(木)			
5月	6日(木)	7日(金)※	13日(木)◆	12日(水)
6月	3日(木)	3日(木)	3日(木)●	1日(火)
7月	1日(木)	2日(金)	8日(木)★	
8月	5日(木)			4日(水)
9月	2日(木)		2日(木)▲	
10月	7日(木)	1日(金)	7日(木)★	
11月	4日(木)			
12月	2日(木)	9日(木)※	2日(木)◆	10日(金)
1月	6日(木)			
2月	3日(木)		3日(木)◆	2日(水)
3月	3日(木)			
会場	福祉センター	安達公民館 (5~7月は安達支所に開設)	◆: 岩代支所 ●: 旭公民館 ★: 新殿公民館 ▲: 岩代公民館	東和支所
時間	13:00~15:00 10:00~15:00	10:00~12:00 12:00~15:00 ※10:00~15:00	10:00~12:00	10:00~12:00

- ・網掛け、※の日は、時間帯が変わりますのでご注意ください。
- ・安達地域、岩代地域は開設会場にご注意ください。

### 人権相談所を開設

「お気軽にご相談ください」

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、毎日の生活の中で起こるさまざまな問題の相談に応じてくれる身近な相談相手です。

相談は無料で、相談内容の秘密は厳守されます。一人で悩まずにご相談ください。

毎月の開催日時等は、広報のお知らせページ欄外(下余白)に掲載しますので、ご確認の上、お出掛けください。

### 「常設人権相談所もご利用ください」

面接相談会場

福島県地方務局人権擁護課  
福島市本内字南長割1-3  
(福島県地方務局分室内)

電話相談

・人権相談全般  
☎0570(003)110

・子どもの人権110番  
☎0120(007)110

・女性の人権ホットライン  
☎0570(070)810

受付時間

平日 午前8時30分  
午後5時15分

### ◎問い合わせ:

生活環境課生活防災係

☎(55)5102  
Fax(22)4479

または各支所地域振興課



除染に伴う除去土壌等の輸送は令和3年度で概ね完了を目指しています

市内に仮置きされている除去土壌等については、国の方針により「令和3年度までに概ね輸送完了を目指す」とされています。

現在、市では各行政区の仮置場等に保管されている除去土壌等を各地域の積込場へ移送し、その後、国(環境省)において各地域の積込場から中間貯蔵施設への輸送を行っています。

もし、自己除染等も含め、現在も住宅の敷地等に保管されている除去土壌等がある場合には、左記までご連絡ください。



### ◎問い合わせ:

生活環境課除染係

☎(22)1581  
Fax(23)2713

第5回二本松市立小学校及び中学校適正規模等調査検討会を開催しました

2月5日に開催した検討会の内容をお知らせします。

議題および内容

・小中学校の適正規模等に関するアンケート調査の結果について

昨年の7月から9月にかけて実施した小中学校の適正規模等に関するアンケート調査の結果を、委員の皆さんに報告し、意見をいただきました。アンケート調査の結果、会議資料については、市ウェブサイトに掲載していますので、ご覧ください。

### ◎問い合わせ:

教育総務課総務係

☎(55)5149  
Fax(22)3147

